

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱

(通 則)

第1 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金（以下「交付金」という。）は、多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森林とのふれあいなどを体験・学習する機会の提供を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習を支援し、その取組の一層の進展を図るため、愛知県の森と緑づくりを推進する事業として市町村やNPO等が企画提案し、知事が選定した環境保全活動・環境学習の事業（以下「交付対象事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率等)

第2 交付対象事業、交付対象事業を実施する者（以下「交付金事業者」という。）、交付対象事業に必要な経費のうち交付金の交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）並びに交付金の交付率及び上限額は、別表のとおりとする。

2 国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は、対象としない。

(交付申請)

第3 交付金の交付を受けようとする者は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付申請書（様式第1）正1部・副2部を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第4 知事は、第3により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付決定を行い、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付決定通知書（様式第2）により速やかに、交付金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第5 交付金の交付を申請した者は、第4により交付金の交付決定の通知を受けた場合において、交付金の交付決定の内容又はそれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

(交付対象事業の変更)

第6 交付金事業者は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた交付金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 事業目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 事業目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業変更承認通知書（様式第4）により、交付金事業者に通知するものとする。なお、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又はそれに条件を付することができる。

（交付対象事業の廃止）

第7 交付金事業者は、交付対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業廃止承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業廃止承認通知書（様式第4）により、交付金事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8 交付金事業者は、当該年度の1月31日までに交付対象事業を完了しなければならない。

2 交付金事業者は、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業実績報告書（様式第5）を交付対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月5日（同日が県の休日（県の休日に関する条例（平成4年条例第35号）第1条に規定する県の休日をいう。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の県の休日でない日）のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（交付金の額の確定通知）

第9 知事は、規則第14条の規定により交付金の額を確定したときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の額の確定通知書（様式第6）により交付金事業者に通知するものとする。

（交付金交付の請求）

第10 第9により交付金の額の確定通知を受けた者は、速やかにあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金請求書（様式第7）を知事に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第11 知事は、第10及び第14による交付金の請求に基づき、交付金を交付する。

（交付金の概算払）

第12 知事は、特別な理由があると認めるときは、交付金の一部を概算払により交付することができる。

2 交付金の交付を受けようとする者は、交付金の概算払を受けようとするときは、第3の

交付申請書と併せて、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金概算払承認申請書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

（概算払の承認通知）

第13 知事は、第12第2項により提出された概算払承認申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金概算払承認通知書（様式第9）により概算払の申請をした者に通知するものとする。

（概算払の請求）

第14 第13により概算払の承認通知を受けた者は、速やかにあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金請求書（様式第7）を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15 知事は、規則第16条第1項に定める場合のほか、交付金事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。

（2）その他知事が不相当と認めたとき。

2 知事は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付決定取消通知書（様式第10）により速やかに、交付金事業者に通知するものとする。

（検査等）

第16 知事は、規則第11条の規定により交付金事業者から必要な報告を求めるほか、交付対象事業の遂行の状況に関し必要な検査をすることができる。

（財産の処分の制限）

第17 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間又はそれに準ずる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価3万円を超えるものとする。

3 交付金事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第18 交付対象事業を実施した者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を当該事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第19 交付金事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針に準じて環境負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第20 交付対象事業又は交付金事業者に関して、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する不開示情報以外の情報は開示するものとする。

(個人情報保護)

第21 交付金事業者は、交付対象事業の実施において必要な個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第22 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付決定がされた交付対象事業の第17第2項の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

(別表)

交付対象事業		交付金事業者	交付対象経費	交付金の 交付率	交付金の 上限額
環境 保全 活動	1 森・緑の育成活動事業 多様な生態系の保全やふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するための事業又は同取組を新たに立ち上げるために必要な事業				1 団体(市町村を含む。)当たり 110 万円 ただし、本交付対象事業を前年度から継続実施する団体(市町村を含む。)については 80 万円
環境 学習	2 水と緑の恵み体感事業 山・川・海のつながりや人を始めた生物が享受している水と緑の恩恵を学ぶ事業	NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校等(別に定める要件に適合する団体に限る。)及び市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、NPO等共通 ①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費 ②活動のための交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代 ③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 ④講演会、講習会等の講師に対する謝金 ⑤広報・印刷費 ⑥活動の際の保険料、資材運搬費 ⑦会議室等の借上費 ⑧その他事業活動に必要と認められる経費 	10 / 10 以内	(6年以上継続実施する団体(市町村を含む。)については 70 万円)
	3 森林生態系保全の学習事業 森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業				
緑の 教室	4 太陽・自然の恵み学習事業 地球温暖化対策等に役立つ緑の生育や木質バイオマスの利用等を通じて太陽や自然の恵みについて学ぶ事業				<ul style="list-style-type: none"> ・市町村のみ ⑨交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等

交付対象事業		交付金事業者	交付対象経費	交付金の 交付率	交付金の 上限額
独自提案	5 独自提案による環境保全活動・環境学習事業 上記の1～4に該当しない創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動及び環境学習事業				

備考1 次の経費については、交付対象外とする。

- (1) 団体の日常的な運営費、人件費(講師謝金を除く。)
- (2) 交際費及び接待費(祝儀、花束、手土産等)
- (3) 賞金、賞品、記念品代等
- (4) 通信費(電話、FAX、インターネット等)
- 2 「③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費」については、以下のとおりとする。
 - (1) 単価3万円を超える用具、用品又は機器類は、原則、借上費のみを対象とする。
 - (2) 購入費に係る交付対象は、合計 35 万円を上限とする(「4 太陽・自然の恵み学習事業」のうち、緑の生育を通じて実施する事業については、この限りでない。)
- 3 講師謝金については、応募時に講師の略歴と活動における役割を提出すること(様式は任意)。なお、交付金事業者の会員やスタッフ(内部講師)は対象外とする。また、30,000 円/日・人を上限とし、県の規程等を参考に査定する。
- 4 工事費や委託料により行う活動が事業の主要部分を占める場合は交付対象外とする。
- 5 飲食代については、事業実施日に限り、活動時間が5時間以上に及ぶ場合のみ対象とし、1人1日当たり 500 円を上限とする。ただし、環境学習の資材として必要な場合はこの限りでなく、「③資材等の購入」に分類する。
- 6 市町村が事業の一部をNPO等に委託する場合、委託料のうち「交付対象経費②～⑧」に該当する経費のみを交付対象とし、かつ、備考1から備考5を適用する。
- 7 間伐、除伐、植樹及び木工体験等の事業については、「生態系の保全やふれあいの場の創出」又は「森林生態系保全の大切さや手法を学ぶこと」を目的とし、その効果が認められるものに限り交付対象とする。

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付申請書

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の交付を受けたいので、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱第3の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業区分（該当事業にレ点を付けてください。）

環境保全活動

（1）森・緑の育成活動事業

環境学習

（2）水と緑の恵み体感事業

（3）森林生態系保全の学習事業

緑の教室

（4）太陽・自然の恵み学習事業

独自提案

（5）独自提案による環境保全活動・環境学習事業

2 取組の名称

3 交付金交付申請額

円

4 添付書類

事業実施計画書

（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式1）

連絡先 (事務担当者)	所属部署		電 話	
	ふりがな		F A X	
	氏名		メー ル	

様式第2（第4関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習
推進事業交付金については、下記のとおり交付することを決定したので通知しま
す。

記

交付金の額 金 円

様式第3（第6、第7関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業
変更・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので承認くださるよう申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更（廃止）の内容

備考1 表題の変更又は廃止のいずれかを○で囲むこと。

2 計画変更にあつては、変更事項ごとに、事業実施計画書（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式1）により、変更前と変更後の内容が対比できるようにして作成すること。

・別記様式1（No.1）実施計画書は、上に変更前、下に変更後の内容を記載すること。

・別記様式1（No.3）収支予算書は、左側に変更前、右側に変更後の金額を記載すること。

・別記様式1（No.4）支出明細書（予算）は、変更前と変更後のものを別に添付し、左上に【変更前】又は【変更後】とそれぞれ明記すること。

様式第4（第6、第7関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業
変更・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習
推進事業の変更（廃止）については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 交付金額 円
（変更前 円)
- 2 条件

様式第5（第8関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付対象事業
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金に係る交付対象事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

添付書類

事業実績報告書

（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式2）

支出を証明する書類

事業の実施を確認できる写真

様式第6（第9関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付金の額 金 円

様式第7（第10、第14関係）

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金請求書

金 円

交付決定額 円

（うち既交付額 円）

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

愛知県知事 殿

住 所
団 体 等 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
概算払承認申請書

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金の概算払を受けたいので、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱第12第2項の規定により、下記のとおり概算払の承認を申請します。

記

1 交付決定額（予定） 円

2 概算払申請額 円

3 概算払の使途および金額 (単位:円)

目的	支出の対象	支出時期	金額
		合計	

添付書類

誓約書

（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式6）

資金計画書

（あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領 別記様式7）

様式第9（第13関係）

第 年 月 日 号

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習
推進事業交付金の概算払を、下記のとおり承認します。

記

概算払の額 金 円

様式第10（第15関係）

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金
交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあったあいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業について、〇〇〇の規定により、下記のとおり交付決定の取消をしたので通知します。

記

- 1 取消内容
- 2 取消理由